

介護保険

申請からサービスの利用まで

どこへ相談すればいいの？



在宅介護支援センターの一覧はこちらをご覧ください。

区役所介護保険課または地域の在宅介護支援センターへどうぞ！



介護保険に関する 問い合わせ先

江東区役所 介護保険課

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎(3647)9111(代表)

〈庶務係〉	介護保険一般に関すること	[内線]2661~2	[直通] (3647) 9481
〈資格保険料係〉	保険証や保険料に関すること	[内線]2663~5	[直通] (3647) 9493
〈認定係〉	要介護認定に関すること	[内線]2666~8	[直通] (3647) 9496
〈調査係〉	訪問調査に関すること	[内線]2674~9	[直通] (3647) 9497
〈給付係〉	保険の給付に関すること	[内線]2671~3	[直通] (3647) 9498
〈事業者指導担当〉	事業者の指導に関すること	[内線]2680~1	[直通] (3647) 9532

●「介護保険なんでも相談」…(3647) 9099

●ホームページ…<http://www.city.koto.lg.jp/>

介護サービスを利用するには

申請からサービス利用までの流れ

1 申請

介護保険のサービスを利用できる人

- 日常生活を送るために介護や支援が必要な65歳以上の人
- 老化が原因とされる病気（※特定疾病）がもとで日常生活を送るために介護や支援が必要な40歳以上64歳以下の人

認定を受けるための申請をします。

本人または家族等が区役所介護保険課または在宅介護支援センターの窓口で申請をします。

- ※申請時に必要なもの
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証の写し（40～64歳の場合）



2 要介護認定

訪問調査

本人の心身の状態を調べるために、調査員が自宅等を訪問して本人や家族などから聞き取り調査をします。



主治医意見書

区は、かかりつけの医師に、病気や心身の状態に関する書類を作成してもらいます。

認定審査会

訪問調査結果や主治医意見書をもとに保健・医療・福祉の専門家が、どの程度の要介護（要支援）状態であるかを審査します。



3 認定結果の通知

原則、申請から30日以内に介護保険課より認定結果が通知されます。次の8通りの結果があります。

非該当 介護保険のサービスは利用できませんが、区ではさまざまな介護予防事業を行っていますので、お近くの地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターへご相談ください。

要支援1 介護予防サービスを利用します

要支援2 介護予防サービスを利用します

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

介護サービスを利用します

6 更新の申請

引き続きサービスを利用したい場合は、認定の有効期間が終了する前に、更新の申請をします。



※心身の状態が悪くなったり、必要とされる介護の状態が変わったときは、「区分変更」の申請を認定期間中いつでもすることができます。

5 サービスの利用

サービス事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則として利用者の自己負担はサービス費の1割です。（施設に通ったり、入所したりした際にかかる食費、居住費（滞在費）、日常生活費は全額自己負担となります。）



4 ケアプランの作成

介護や支援が必要と認定されたら、どのようなサービスを受けたらよいか、本人や家族の意見をふまえてケアプランを作成してもらいます。（ケアプラン作成費用に自己負担はありません。）

(1) 要支援1・2の認定を受けた人
地域包括支援センター等に介護予防ケアプラン作成を依頼します。

(2) 要介護1～5の認定を受けた人
在宅でサービスを利用する場合はケアマネジャーにケアプラン作成を依頼します。
施設へ入所する場合は、直接施設へ申し込みます。ただし、特別養護老人ホームについては、区役所高齢福祉課（☎3647-4324）へお申し込みください。
ケアプランは施設が作成します。

※ 特定疾病

- 1 がん【がん末期】
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

利用できるサービスの種類と利用料のめやす

要支援1・2の人が利用できるサービス

- 介護予防サービスは、要介護にならず自立した生活が送れるよう、生活機能の維持・向上を図るサービスです。
- 地域包括支援センター等で介護予防ケアプランを作成し、利用者はケアプランに基づいた介護予防サービスを利用します。
- 示してある金額は、自己負担額のめやすです。実際の料金は利用する時間や時間帯、サービス内容などによって異なる場合があります。

<介護予防サービス>

介護予防サービス

●介護予防訪問介護

1ヵ月●1,364円(週1回程度)

●介護予防訪問入浴介護

1回●944円

●介護予防訪問看護

・30分未満の場合
訪問看護ステーションから訪問 ●461円
病院・診療所から訪問 ●372円

●介護予防訪問リハビリテーション

1回●331円

●介護予防居宅療養管理指導

・医師または歯科医師が行う場合
1回●500円

●介護予防通所介護

1ヵ月●2,378円(要支援1)・4,649円(要支援2)

●介護予防通所リハビリテーション

1ヵ月●2,704円(要支援1)・5,285円(要支援2)

●介護予防認知症対応型通所介護

・4時間以上6時間未満(単独型事業所)の場合
●673円(要支援1)・749円(要支援2)

●介護予防短期入所生活介護

・特別養護老人ホーム(併設型・多床室)の場合
1日●549円(要支援1)・676円(要支援2)

●介護予防短期入所療養介護

・介護老人保健施設(多床室)の場合
1日●674円(要支援1)・839円(要支援2)

●介護予防福祉用具貸与・購入費の支給

●借りられる用具
手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ(車いすや特殊寝台等の福祉用具については、要支援での利用が想定しづらいことから原則的に保険給付の対象となりません。)

●貸与はそれぞれの用具に応じた実費の1割を負担
●購入費は排せつ、入浴用など、貸与になじまない福祉用具を指定事業者から購入した場合、年間10万円(支給額9万円)を上限として支給します。

●介護予防住宅改修費の支給

工事の前に必ず区に申請してください。
●利用者負担は改修に要した実費の1割です。
現住所につき20万円(支給額18万円)が上限です。

●介護予防特定施設入居者生活介護

1日●217円(要支援1)・501円(要支援2)

●介護予防認知症対応型共同生活介護

・要支援1の人は利用できません。 1日●888円(要支援2)

※介護予防通所介護などの中で選択的サービスを追加利用することに伴い、次のような加算が生じる場合があります。

- 運動器機能向上加算(241円~244円/月)
- 栄養改善加算(161円~163円/月)
- 口腔機能向上加算(161円~163円/月) 等

介護サービスの支給額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分(要支援1・2、要介護1~5)に応じて支給限度額が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

●在宅サービスの支給限度額 (金額はめやすです)

要介護状態区分	支給限度額	自己負担額
要支援1	53,800円	5,380円
要支援2	112,600円	11,260円
要介護1	179,600円	17,960円
要介護2	211,000円	21,100円
要介護3	289,700円	28,970円
要介護4	331,400円	33,140円
要介護5	388,000円	38,800円

要介護1~5の人が利用できるサービス

- 利用者はケアプランに基づいたサービスを利用します。
- 示してある金額は自己負担額のめやすです。実際の料金は利用する時間や時間帯、サービス内容などによって異なる場合があります。

<介護サービス>

自宅で利用する介護サービス

●訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーがご自宅を訪問して身体介護や生活援助を行います。

・30分以上1時間未満の場合
身体介護(入浴介助など) 1回●445円
生活援助(掃除など) 1回●253円

通院などの車の乗降の介助(1回)●111円



●訪問入浴介護

ご自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

1回●1,382円



●訪問看護

看護師などがご自宅を訪問し、療養生活に必要なサービスを行います。

・30分未満の場合
訪問看護ステーションから訪問 1回●461円
病院・診療所から訪問 1回●372円



●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士がご自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

1回●331円



●居宅療養管理指導

通院が難しい人のご自宅に、医師、歯科医師、薬剤師などが



施設に入所して利用するサービス

- 利用者は利用料(要介護度によって異なります)に加え食費と居住費を負担します。
- 居住費は居室の種類によって異なります。
- このほかに日常生活費などが必要です。

●介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が利用します。



●介護老人保健施設

(老人保健施設)

病気やけがなどの治療のあと、リハビリテーションなどを必要とする人が利用します。



●介護療養型医療施設

(療養病床等)

長期間の療養や医学的管理が必要な人が利用します。



●施設サービス利用料のめやす

右表は「利用者が要介護3」、「多床室(相部屋)を利用」、「世帯に住民税が課税されている人がいる」場合の目安です。

施設サービス利用料	平均利用額	平均利用者負担月額
特別養護老人ホーム	210,000円	21,000円
老人保健施設	210,000円	21,000円
療養病床等	210,000円	21,000円

訪問し、療養上の管理や指導を行います。

医師または歯科医師が行う場合
1回●500円(1ヵ月2回まで)

●夜間対応型訪問介護

夜間に随時、定期巡回や通報に対応したサービスが提供されます。

・オペレーションセンターを設置している場合
1ヵ月●基本料金1,105円(定期巡回421円/回、
随時訪問641円/回)
※24時間通報に対応する場合には加算があります。

●福祉用具の貸与

車いすやベッドなどの福祉用具を借りられます。

●借りられる用具 車いす 車いす付腐品 特殊寝台 特殊寝台付腐品(マットレスなど) 床ずれ防止用具(エアーマットなど) 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト

●利用者負担はそれぞれの用具に応じた実費の1割です。
※車いす(付腐品)、特殊寝台(付腐品)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として要介護1の人は対象にはなりません。

●住宅改修費の支給

ご自宅に手すりを取り付けたり段差を解消した場合などにかかった費用が支給されます。
工事の前に必ず区に申請してください。

●利用者負担は改修に要した実費の1割です。
改修費の上限は同じ住宅で対象者1人につき20万円(支給上限額18万円)です。



●福祉用具購入費の支給

入浴用のいすなどの購入費を支給します。
指定事業者から購入した場合のみ支給されます。

●支給の対象となる用具
腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分

●利用者負担はそれぞれの用具に応じた実費の1割です。購入費の上限は毎年4月から1年ごとに10万円、支給上限額は9万円です。



施設に通う、または短期間入所して利用するサービス

- 利用者は利用料(要介護度によって異なります)に加え食費と滞在費(短期入所のみ)を負担します。
- 費用は施設の種類によって異なります。

●通所介護 (デイサービス)

利用者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事、機能訓練などのサービスを利用します。



・6時間以上8時間未満の場合
1回●723円(要介護1)～1,202円(要介護5)

●認知症対応型通所介護

認知症の要介護の人がデイサービスセンターなどに通います。

・4時間以上6時間未満(単独型事業所)の場合
1回●775円(要介護1)～1,097円(要介護5)

●短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの日常生活の世話や機能訓練などのサービスを利用します。



・特別養護老人ホーム(併設型・多床室)の場合
1日●751円(要介護1)～
1,052円(要介護5)

●通所リハビリテーション (デイケア)

利用者が介護老人保健施設、病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復に必要なリハビリテーションを利用します。



・6時間以上8時間未満の場合
1回●746円(要介護1)～1,412円(要介護5)

●短期入所療養介護 (医療施設のショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所します。短期入所生活介護と比べ、リハビリテーションなど医療サービスが重視されています。

・介護老人保健施設(多床室)の場合
1日●903円(要介護1)～
1,126円(要介護5)



このほかに日常生活費が利用者負担となります。
なお、居住費、食費については、所得の段階に応じて自己負担額が軽減される制度があります。

老人保健施設	368,000円	104,000円
療養病床等	402,000円	113,000円

●居住費・食費の負担限度額認定
低所得者には利用者負担の上限が定められています。

保険料段階	施設の居住環境	居住費負担の上限(月額)	食費負担の上限(月額)
第1段階 生活保護受給者・ 老齢福祉年金受給かつ世帯全員が非課税の人	ユニット型個室 ユニット型準個室 従来型個室 多床室	820円 490円 490円(320)円 0円	300円
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人	ユニット型個室 ユニット型準個室 従来型個室 多床室	820円 490円 490円(420)円 320円	390円
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円を超える人	ユニット型個室 ユニット型準個室 従来型個室 多床室	1,640円 1,310円 1,310円(820)円 320円	650円

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額
利用者負担を超えた分は、介護保険から施設に支給されます。

その他のサービス

●食費と居住費は利用者が負担します。

●特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの入居者で、要介護等の認定を受けた人が、入浴、排せつ、食事、機能訓練などのサービスを利用できます。

1日●610円(要介護1)～909円(要介護5)
※外部サービス利用型施設の料金は異なります。



●認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護の人が共同生活の中でサービスを受けます。

1日●888円(要介護1)～962円(要介護5)

介護サービス事業者の情報提供について

江東区内でサービスを提供する事業者のリストを作成し、新たに要介護認定を受けた人へ送付しています。また、次のホームページでも情報が公開されています。

- 江東区ホームページ(江東区をエリアとしている事業者情報等)
<http://www.city.koto.lg.jp/sisetsu/13395.html>
- 東京都福祉保健局(都内の有料老人ホーム等)
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetsu/gaiyo/osagashi/index.html>
- とうきょう福祉ナビゲーション(介護サービス情報の公表制度に基づく都の事業者情報等)
<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/index.html>
- WAM-NET(全国の指定事業者情報等)
<http://www.wam.go.jp/kaigo/>



在宅介護支援センターは公的な相談窓口です。介護を必要とする高齢者や、そのご家族のさまざまな相談に専門職員が応じます。介護保険の申請や利用をはじめ、介護予防事業や、介護保険以外の公的福祉サービスの手続きもできますので、担当地域の在宅介護支援センターへお気軽にご相談ください。

(相談時間:月～土曜日 午前9時～午後7時)

在宅介護支援センター		担当地域	地域包括支援センター
白 河	白河3-4-3-201 ☎(3630)6593	常盤、新大橋、森下1・2丁目、三好、白河、高橋	白河地域包括支援センター
深川愛の園	冬木16-7 ☎(3641)1974	清澄、平野、佐賀、福住、深川、冬木、富岡	
古石場	古石場2-14-1-101 ☎(3641)2801	永代、門前仲町、牡丹、古石場、越中島	
海 辺	海辺12-13 ☎(3645)6761	扇橋、石島、千田、海辺、千石	
あそか園	住吉1-17-11 ☎(3635)0646	森下3～5丁目、猿江、住吉、毛利	白河3-4-3-201 ☎(5646)1541
らん花園	塩浜2-7-2 ☎(5617)6213	塩浜、枝川2・3丁目、辰巳2・3丁目、潮見	東陽地域包括支援センター
枝 川	枝川1-8-15-101 ☎(5634)0158	枝川1丁目、辰巳1丁目	
東雲芳香苑	東雲2-2-29 ☎(3527)7263	豊洲、東雲、有明、青海	
江東ホーム	東陽2-1-2 ☎(5690)2800	木場1・6丁目、東陽1～3丁目、新砂1丁目1番	
東 陽	東陽6-2-17 ☎(5606)3148	木場2～5丁目、東陽4～7丁目、南砂2丁目1番1～5号、南砂2丁目5～7番	東陽6-2-17 ☎(5665)4547
亀 戸	亀戸4-21-13 ☎(5626)0671	亀戸2～5丁目	大島地域包括支援センター
亀戸訪問看護ステーション	亀戸6-16-7 ☎(5627)2525	亀戸1丁目、亀戸6～9丁目	
西大島	大島4-1-37 ☎(3636)9857	大島1～4丁目	
大 島	大島6-14-4-103 ☎(3638)4512	大島5・6丁目	
コスモス	大島9-6-16 ☎(5836)5301	大島7～9丁目	大島6-14-4-103 ☎(5628)0541
寿 園	北砂2-1-16 ☎(3615)4860	北砂1～4丁目	南砂地域包括支援センター
北砂ホーム	北砂6-20-30 ☎(5606)1744	北砂5・6丁目、東砂1・2丁目	
あじさい	東砂4-20-15 ☎(5857)8237	北砂7丁目、東砂3～7丁目	
南 砂	南砂2-3-5-102 ☎(3615)1083	南砂1丁目、南砂2丁目(1番1～5号、5～7番を除く)、南砂5丁目	
三井陽光苑	新砂3-3-37 ☎(5653)1735	東砂8丁目、南砂3・4・6・7丁目、新砂(1丁目1番を除く)、新木場、夢の島、若洲	南砂2-3-5-102 ☎(3640)9851